

徳島県公安委員会規則第11号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月15日

徳島県公安委員会委員長 南 博

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」の次に「・第5条の2」を加える。

第5条を次のように改める。

（護身用具の携帯の禁止）

第5条 法第17条第1項の規定により携帯を禁止する護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）
- (3) 刺股
- (4) 非金属製の楯
- (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第5条の次に次の1条を加える。

（護身用具の携帯の制限）

第5条の2 法第17条第1項の規定により携帯を制限する護身用具は、警戒棒及び警戒じょうとする。

2 警戒棒は、警備業者及び警備員が部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合は、携帯を禁止するものとする。ただし、競輪場その他の公営競技場において警備業務を行う場合は、この限りでない。

3 警戒じょうは、次の各号のいずれかに該当する場合は、携帯を禁止するものとする。

- (1) 警備業者及び警備員が部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合
- (2) 警備業者及び警備員が次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合

ア 法第2条第5項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

イ 検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち、次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

(ア) 空港

(イ) 原子力発電所その他の原子力関係施設

(ウ) 大使館、領事館その他の外交関係施設

(エ) 国会関係施設及び政府関係施設

(オ) 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス

製造所その他のガス関係施設、浄水所その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(カ) 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

ウ 検定規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

第14条第1項中「別表2」を「別表3」に改める。

別表1を次のように改める。

別表1（第5条関係）

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表2を別表3とし、別表1の次に次の1表を加える。

別表2（第5条関係）

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に法第17条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則第5条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）は、この規則の施行の日から起算して10年間は、同条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。